

インド・マルチスズキ社の暴挙 — 権力と一体で自主的労組弾圧

加藤 益雄

インドの首都デリー南西 50 キロメートル、ハリヤナ州グルガオンに、スズキの海外拠点の一つ、マルチスズキ・インディア社（MSIL、以下マルチスズキ）のマネサール工場がある。2012 年 7 月 18 日、この工場でおきた労使間の暴力をきっかけに、147 人の労働者が逮捕され、146 人の正規労働者と 1800 人の契約労働者が解雇された。この日の事件を、日本を含むインド国内外のマスメディアは「労働者の暴動」と報じた。いわく、「7 月 18 日、男性従業員の停職処分をめぐる従業員や労働組合関係者が暴徒化し、インド人幹部 1 人が死亡、日本人幹部 2 人を含む約 100 人が負傷した。工場事務所が放火され、備品や機材が焼ける被害が出た」（共同通信）と。

はじめに — 国際調査団の活動

米国で、この事件に至る経緯とマルチスズキ労働者の状況についてインド国内の労働組合や人権グループからの情報に接していたのは、インド出身でハーヴァード大学準教授のアシュウイニ・スクサンカールさんであった。彼女が理事を務めている「労働者の権利のための国際委員会」（ICLR）はニューヨークに本部を置き、グローバルなネットワークで労働者の基本的権利を前進させるため、国境を越えた活動をボランティアですすめる弁護士の非営利法人だが、2013 年 5 月末、マルチスズキ・インディア社（MSIL）マネサール工場における労働者と労働組合の権利侵害について調査するために「国際

調査団」を招集し、日本の全労連にも参加を求めてきた。調査団は、フランス、日本、南ア、米国、インドの弁護士・労働組合活動家で構成され、日本からは、全労連元国際部長の加藤益雄、および労働総研会員で元スズキ社員の太田泰久氏の 2 名が全労連の委嘱を受けて、2013 年 5 月 25 日から 5 月 31 日、現地での調査活動に参加した。

期間中、調査団はニューデリーにある会員制の宿泊施設「インド国際センター」（IIC）をベースに、毎日が判で押したように 43℃という猛暑の中、ハリヤナ州グルガオン、マネサール、ダルーヘラ工業地帯、ならびに州都チャンディガルの各地を移動しつつ、以下のような聞き取り調査を実施した。

①「マルチスズキ労働組合（MSWU）暫定委員会」のメンバー、その他マネサール工場を解雇された労働者とその家族との面談、②今回調査の 1 週間前に起きたカイサルでの抗議行動に対する州警察の弾圧によって逮捕された人たちとの刑務所での面会（外国人は許可されなかった）、③全インド労働組合会議（AITUC）、インド労働組合センター（CITU）、インド労働者連盟（HMS）の労働組合ナショナルセンター、グルガオン、マネサール、ダルーヘラ工業地域の工場レベルの労組、およびインダストリアル・グローバルユニオン（IndustriALL）南アジア地域事務所との討論、④MSWU の支援者、弁護団との協議、⑤ハリヤナ州警察長官、グルガオン警察署長、および労働監督官をはじめと

する州政府関係者への聞き取り、⑥ハリヤナ州人権委員会との会合、⑦法廷審理の傍聴、⑧経営者団体であるインド産業連盟（CII）及びインド商工会議所（ASSOCHAM）の代表と面談、および⑨マネサール工場労使紛争に関する三者協定、法廷記録、警察報告などの諸文書の精査と吟味である。なお、マルチスズキの経営者は、たび重なるファックスとメールによるやりとりにもかかわらず、国際調査団との面会を拒否した。

数度の団会議には地元のメディア関係者も2回にわたり同席した。現地での調査後、それぞれ帰国した団メンバー間でメールのやり取りによって調査報告書の作成と仕上げを行った。

6月27日、国際調査団のインド側代表と受け入れ組織がニューデリーのプレスクラブで記者会見を開き、『脅しの商売人：インド新工業地帯における労働者の抑圧－マルチスズキの労働者と労働組合の権利の侵害』と題する調査報告を発表し、インド政府に対してマルチスズキ労働者の労働基本権と人権侵害の問題解決に取り組むよう求めた。

1 「グローバルブラック企業」

国際調査団に参加した日本の2人は、報告書のタイトル「脅しの商売人」（Merchants of Menace）は、まさに言えて妙、まったくそのとおりだとも手挙げて賛成した。調査活動とその後の事態を通して私たち2人は、①マルチスズキの労働者がいかに酷い労働条件で働かされているか、②労働者と労働組合の権利、そして市民的自由がいかに乱暴に踏みこじられているか、③2012年7月18日の事件はスズキとインド州政府・警察権力が仕組んだものではなかったのかとの思いをいっそう強くし

た。これでは、スズキはブラック企業そのものではないのか、と叫ばずにはいられない。以下、このことを、調査報告をもとに若干の資料を加えて明らかにしていきたい。

1) 過酷な労働条件と労働組合の権利

スズキがインド政府との合併によって4輪車の生産を開始したのは1983年12月であるが、その後、1992年6月、マルチ社への出資比率を50%に引き上げ、2002年にはそれを54%にまで引き上げて完全子会社化を果たし、社名を現在のマルチスズキと改めた。マルチスズキは2006年、マネサールに新工場を建設し、生産活動の中核領域で正規労働者と同一の業務をおこなう契約労働者と3年までの訓練生を採用してマネサールでの操業を開始した。

調査団は、マネサール工場の労働者が次のような労働者の権利に関わる問題を一貫して経営側に提起していたことを知った。

①およそ45秒に1台の車を生産しなければならないことにとまなう、極度の身体的・精神的緊張（元スズキ労働者の太田氏は、「通常、60秒に1台がぎりぎりのところで、45秒というのは考えられない労働密度」と指摘した）。

②食事およびトイレ休憩のための十分な休憩時間の欠如。

③月額賃金の50%までが、生産性を基礎に出勤率とリンクして（しかも自由裁量で）変動することを認める賃金構造。

④1日平均2時間の不払い残業。労働者は、シフトの変わり目で、また、欠陥品の補正で求められる残業によって、毎年1日平均2時間の不払い残業を行ったと推定している。

⑤労働者の65%が契約労働者、訓練生、見習いという、不安定雇用労働者への高い依存度。これらの労働者の収入はフルタイム労働者より

はるかに少なく、なんの仕事の保障も給付もない。

ここで、上記の③について、少し具体的に説明してみよう。インド共産党マルクス主義（CPIM）の経済調査責任者プラセンジット・ボース氏らが2011年夏に、当時、ハリヤナ州政府労働部への労働組合登録の手続きを進めていたマルチスズキ従業員組合と協力して現地調査を行った。労働者から提供された給与明細票によって検証したマネサール工場の労働者の賃金と雇用構造の概略は以下の表のとおりである。

正規雇用労働者の8000ルピー（2011年末で約1万2000円）は月額賃金の固定部分で、労働者の年功と熟練度によって異なり、前任労働者で最高1万4000～5000ルピーである。(a)はインセンティブの名目で支払われる変数部分だが、実際には、労働者が1カ月に何日休みをとったかによる。正規労働者は1日休暇をとるごとに1500ルピーを差し引かれるため、1カ月に5日より多くの休暇をとると(a)部分は全額消えてしまい、固定部分の8000ルピーだけを受け取ることになる。

前任労働者の場合、(a)部分は最高で月1万500ルピーで、月に7日の休暇取得で使いはたされる。これは不時の休暇であろうが、病気休暇あるいは有給休暇にかかわりなく積算されて発生し、どんな休暇も賃金カットにつながる。他のカテゴリーの労働者も同様で、訓練生の(b)部分から1日の休暇で800ルピーが差し引かれる。契約労働者と実習生の場合では月2日の休みで(c)または(d)部分の全額をそ

れぞれ使いはたしてしまう。当然のことだが、労働者はこの搾取的な賃金構造に心底から憤っている。

さらに、マネサール工場労働者の過半数、65%は非正規である（2012年は75%に増加）。これらの非正規労働者は本来正規の性格を持った仕事をさせるために採用されたものであり、労働法に違反している。経営者はこれら非正規労働者を雇うことで労働者をさまざまなカテゴリーに分断し、不当に安い賃金を払うことによって労働コストを大幅に削減する。

マネサールの新工場と同じような賃金構造を持つグルガウン工場の労働者の07年の賃金と現在のそれを比較すると経年の動きが明らかになる。仮にグルガウン工場の前任労働者が年に1日も休暇をとらなかったとして、07年では最大で28万ルピーの賃金を得る。それが、現在では約30万ルピーとなり、わずか5.5%ほどの増加に過ぎない。ハリヤナ州の消費者物価指数は07年からの11年間に50%以上上昇し、前任労働者はもとより、マルチスズキのすべてのカテゴリーの労働者の実質賃金は大幅に低下した。

これと対照的に、マルチスズキの年次報告からの数字によれば、最高経営責任者（スズキの取締役専務役員でもある）の総報酬は、2007/08年の470万3000ルピーから2010/11年の2450万ルピーへと420%増加した。これは、マルチスズキの増大する売り上げと利益の恩恵が数年間にわたって経営者と労働者の間で公正さを欠いたやり方で分配されてき

▼マネサール工場の労働者の賃金と雇用構造

雇用形態	正規労働者	訓練生	契約労働者	実習生
労働者数	970	400～500	1100	200～300
月額賃金 (ルピー)	8000+8000 (a)	6500+2250 (b)	[日額 235+75 (c)] ×23労働日	3000+1000 (d)

たことを示している。それゆえ、マネサール工場の労働者が経営者から独立した自主的な労働組合を結成したいと願うのはなんら驚くにあたらない。

2) 自主的な労働組合登録をめぐる労使の攻防

こうした過酷な労働条件に対応して、マネサール工場の労働者は、会社が押しつける「黄色」組合は自分たちの利益を代表するものではないと確信し、自主的な組合を結成することを選択した。

登録にいたる経過は、紙数の関係もあって詳述できないが、2011年3月、組合は労働監督官に対し、当初からマルチスズキ従業員組合(MSEU)としての登録を申請した。インタビューに応じた組合活動家によると、その後の出来事は、労働監督官事務所がその登録申請を会社側に即座に報告したことを強く示唆している。暫定委員会メンバーの話によると、まさにその翌日、それぞれの労働者の生産ラインに現場監督がやってきて、マルチ・ウドウヨグ労働組合(MUKU)の組合員加入申込書にサインするよう労働者に迫った。MUKUの実態は、労働者が自主的に組織した組合というより、労使の協力によって設立した組合である。

MSWU 暫定委員会メンバーは、ほぼすべての労働者が監督の回覧した MUKU への加入申込書にサインすることを拒んだと述べた。当面の問題は、自主的な労働組合を登録すること、そしてマルチスズキが自主的な労働組合の代わりに御用組合を登録しようと働きかけていたことだったが、どちらの組合も、契約労働者を組合員にしようとしていなかったため、直接的に影響を受けるのは正規雇用の労働者だけであつた。しかし、暫定委員会メンバーによると、

11年6月4日、マネサール工場における見習い、研修生、契約労働者を含むすべての雇用形態の労働者が抗議のために生産を停止し、構内で座り込みを開始した。調査団と話した組合活動家によると、経営側は「自主的な労働組合」や「外部者による労働組合」は認めないと断言した。

これ以後、自主的な労働組合の登録をめぐってストライキが2週間、さらに1カ月から2カ月と数度にわたってたたかわれ、マルチスズキ、州政府労働部との間で長期の攻防がつづいた。地域の他の労働組合の支援と連帯の行動も広がっていった。

なかでも、四輪車を製造するマネサール工場の労働者が33日間のストライキを続行する中の9月14日、スズキ・パワートレイン・インディア社(動力・伝動装置)、スズキ・モーターサイクル・インディア社(二輪車)、スズキ鋳造など、グルガオン・マネサール工業地帯にあるスズキ関連工場の労働者がマネサール工場の労働者に連帯してストライキを宣言し、10月7日、マネサール工場の労働者が契約労働者の復職を求めて、新たな座り込み抗議行動を開始すると、これらスズキの生産拠点のそれぞれの労働組合が安定したまともな雇用と労働組合に対する権利を要求して、およそ8000人の労働者がグルガウン-マネサールの4工場でストライキに入った。マネサール IMT (産業モデル・タウンシップ) にある他社8工場の労働者も支援の一日ストを行い、16日には連名でアピールを発し、国内外のすべての労働者と労働組合、社会の他の諸分野の人々に支持と連帯を訴えた。このことは、州政府労働部だけでなく、マルチスズキにたいしても大きな衝撃を与えた。

マルチスズキは、かつて一つの州であつたパ

ンジャブおよびハリヤナ両州を管轄する高等裁判所に働きかけて、労働者が工場敷地内から立ち退き、さらには工場敷地から 100 メートル圏内で抗議行動を続けてはならない旨の命令を出させた。暫定委員会によると、会社は、地元で「バウンサー（用心棒）」として知られるスト破りの暴力団を雇い、工場ゲート外で連帯の抗議行動をしていた労働者を袋叩きにした。

10 月 19 日、労使は 3 度目の合意を締結し、そのなかでマルチスズキは、同社の請負業者に「要請」して、契約労働者を 2011 年 8 月 29 日の原状に復帰させることに合意した。これは、本質的にはすべての契約労働者の復職合意に等しい。

この合意の直後、10 月 21 日、当時マルチスズキ従業員組合（MSEU）として知られていた最初の自主労組の主要なリーダー 13 人は、工場外で不法監禁された。暫定委員会によると、かれらは、経営、労組幹部、警察によって対峙され、組合を脱退する文書にサインするよう強要され、会社は彼らに多額の退職一時金を支払い、決して戻ってこないよう、もし戻ったら「投獄してやる」というあからさまな脅しとともに言い渡した。

暫定委員会によると、このとき、アバニッシュ・デヴ副人事部長が間に入り、労働者に対して、自分が、個人的に経営側と州労働部双方のパイプ役として、MSEU の組合登録を確実なものにする、ただし、「外部の影響」から完全に独立すること、労働者が交渉を続けることを求めた。デヴ氏は、組合登録の申請手続きに積極的に関与し、州都チャンディガルまで出向いて登録申請をすすめた。

こうして自らが選択した組合をハリヤナ州労働部によって承認させるための長期のたたかい

の後、2012 年 3 月 1 日、組合「マルチスズキ労働組合」（MSWU）は登録された。しかし、マルチスズキ経営者は誠実に話し合うことを拒否した。

2 「契約労働」めぐる鋭い対決

マルチスズキは、新たに登録されたマルチスズキ労働組合（MSWU）とあらゆる点で誠実な交渉を行わなかった。暫定委員会によれば、MSWU は、2012 年 4 月 18 日に「要求憲章」を経営側に提出し、その後労使は 2 ヶ月に渡って、差し向かいの会合を 10 ～ 12 回も開催したが、憲章が取り上げた問題は何ら前進しなかった。

労働監督官は、マルチスズキ・インディア社が労働組合に対してこの間、議事妨害を行ってきたことを否定はしなかったが、「労働部に団体交渉を促進する義務はない。経営側にも好まない交渉相手との交渉を拒否する権利がある。外部者が同席する交渉を拒否することは違法でない」と主張した。

マルチスズキが提出した「要求憲章」の重要な点は、正規労働者が受けとっている諸手当への資格を持った技術訓練生としてすべての契約労働者を正規化することだった。暫定委員会によれば、同工場の 75% の労働者が何らかの不安定雇用であり、契約労働者の賃金は正規労働者の 4 分の 1 程度で、諸手当の対象ではない。経営側は、とりわけ契約労働者の問題を協議することに抵抗し、契約労働者が MSWU の組合員ではないことを理由に、同労組が契約労働者を代表して交渉することはできないと主張した。監督官は、MSWU が登録されたのち、棚上げになった「要求憲章」をすべて否定し、工場内に紛争があることも否認した。

グルガオン、ダルーヘラ、マネサール工業地帯で活動する「労働組合調整委員会」の約30人の労組代表は我われと会合で、契約労働化がこの地域の労働運動の中心的課題になった理由を述べている。同工業地帯代表者らは、契約労働者の増加によって正規労働者の数が減少し、団体交渉力も劇的に低下したと指摘した。契約および正規労働者間の賃金格差は大きく、状態は極めて不安定で、正規労働の行く末も微妙である。組合が工場レベルで契約労働者にアプローチをしているものの、解雇を規制する法律に効果的な保護規定がないため、不安定雇用労働者の不安はただ事ではない。

またこれらの労組代表は、マルチスズキ・マネサール工場における労働組合の権利を求めるたたかいにとってのより広い地域的内容を提示した。ハリヤナ州当局と会社が結託し、労働者が自分の意志で組合を結成、登録することを阻害する多くの事例を組合幹部は示した。会社の経営側が必死になって、会社が後ろ盾になった労働組合を労働部言いなりで登録し、労働者に加入を強制し、自主的な労働組合の結成を妨害していることも周知の事実である。地域一帯において、警察の存在は大きく、企業に雇われた「バウンサー（用心棒）」として知られる暴力団によって、組合結成をためらわせる恐怖感が生まれている。

同工業地帯の労働組合によれば、スズキ系企業は、反労働組合の強面（こわもて）で、雰囲気は極めて敵対的である。自動車エンジンを製造するスズキ・パワートレイン社では、会社は登録済みのスズキ・パワートレイン従業員組合に対する組合員脱退工作を試みて、同社がマルチスズキと合併するから労働組合もそうすべきだという理屈で、同労組を MUKU に置き換

えようとした。スズキ・パワートレインおよびスズキ二輪車の双方の工場では、組合幹部らは、マルチスズキ・マネサール工場労働者を支援する連帯ストライキに参加して以降、無給の停職状態におかれている。

3 2012年7月18日とその後

マルチスズキがMSWUとの交渉を拒否した2カ月間につづく、2012年7月18日、暫定委員会のメンバーらは、作業場に数多くの見慣れない労働者がいることに気づいた。彼らは作業服を着ていたが、名札をつけず、自分たちは新入りだと名乗った。取材した労働者によると、彼らは経営陣に雇われた「用心棒」であり、不和をあおり、組合を弾圧する口実を経営者に与えるために招き入れられたと推測される。朝8時半からの休憩時間中、ある現場監督が、生産関係の問題にかかわる話の中で、カーストの差別的な罵りの言葉を一労働者に投げつけた。これに口答えしたというその労働者は、ただちに停職処分にされた。組合側は抗議し、停職処分の撤回を要求し、組合と経営陣との間で、数度にわたる会合がもたれた。経営側は一方で、警察の配備を要求し、午後2時までには、膨大な数の警察官が工場門前に到着していた。

午後7時ごろ、組合と経営陣は、紛争解決のための具体的提案について討議を始めた。暫定委員会の申し立てによれば、ちょうどその頃、「用心棒」たちが、マネサール工場敷地内の第1プラントで労働者に喧嘩を吹っかけ始め、それはますますエスカレートしていった。暫定委員会のメンバーは言う。それは「完全な混乱状態」であり、乱闘騒ぎの中で「誰が誰かわからない」状況であった。交渉の席についていた組合指導者らは、騒ぎに気づいて部屋を飛び出

した。その直後、交渉が行われていた部屋から火の手があがった。作業場と事務所は、有線カメラで常時監視されており、警察は7月18日当日の映像が入ったハードディスクを回収した。

暴力沙汰が起きたのは、マネサール工場内の3つのプラントのうち1つだけに限られたため、他の2つのプラントにいた労働者らは、当初、第1プラントで何が起きているか知らずにいた。暴力がエスカレートし、火の手が広がるもとの、騒ぎに気づいた労働者らは、プラント外に飛び出した。経営者側によって工場の外に留め置かれていた警官隊が突入を許可されたのは、まさにそのときだった。彼らは、3つのプラントから出てくる労働者らを手当たり次第に捕まえ始めた。暴動のさなかで、多くの管理職、労働者、警官らが重傷を負った。火災が起きた事務所内では、人事部副部長のデヴ氏が死亡した。

デヴ氏の検死を行った監察医は、2013年の3月3日、グルガオンの高等裁判所で証言し、彼の死因は火災による煙の吸引による窒息死であったと述べた。監察医によると、デヴ氏の両脚には外傷があり、1人もしくは2人が鈍器で傷つけたものとみられる、ということであった。

火災の原因と、デヴ氏を襲った者の正体は、いまだ突き止められていない。しかし、次のことを忘れてはならない。会社の規則によって、労働者らはマッチ箱ひとつ工場内に持ち込むことを許されておらず、彼らは全員、工場の門を通過する際、警備員によって厳重な持ち物検査を受けていた、という事実である。作業場と事務所は有線カメラで監視されており、警察は7月18日当日の映像が入ったハードディスクを回収した。この映像は、比較的早期に事件に関与した者に責任を負わせ、濡れ衣を着せられた者の疑いを晴らすのに役立つはずであった。実

際、当時メディアは、警察が映像解析と、その他の得られた証拠にもとづいて、容疑者の逮捕を開始したと伝えていた。しかし、4日後の報道によると、警察は、回収したハードディスクは損傷しており、そこから映像を抜き出すことは不可能だと発表した。

8月22日、マルチスズキは、内部の面接もおこなわず、546人の正社員と1800人に上る契約労働者を解雇した。解雇された人たちの多くは、7月18日に暴力事件が起きたとき、工場に出てさえいなかった。しかし、別の見方をすれば、解雇された人たちのかなり高い比率の部分が重要な組合活動家であり、会社側は非常によく計算していたということである。調査団が、労働監督官に対し、なぜこの解雇案件に介入しなかったのかと尋ねると、彼は、解雇の適法性を問う争いを提起した労働者は一人もいなかった。したがって、自分だけの判断で行動を起こすことは適切ではないと答えた。調査団は、解雇の確認を求めて会社側がグルガオン労働裁判所に提出した申請に対抗して、労働者側が提出した文書を調べた。文書のなかで、彼らは解雇に異議を申し立て、復職を要求していた。

現在、殺人謀議の容疑で147人のマルチスズキ労働者が警察に留置されている。この中には、マネサール工場の他の2つのプラントにいた労働者もいれば、事件当日、工場にいなかった労働者まで含まれている。暫定委員会によれば、多くの労働者は、逮捕後最初の数日間に留置場内で拷問を受け、「組合活動をやめろ」と、あからさまに強要された。州当局は、デヴ氏の死にかかわった人物が誰であるか（もしいるとすればだが）突き止めるための目立った努力はなんら行っていない。警察は、逮捕した147人について、ただの一人でも保釈すること

に激しく反対している。さらに、違法な集団的処罰という別の面倒な事例が起きている。警察が、労働者が自らすすんで屈服するよう強要する手段として、労働者の家族を半端ではないいじめと殴打にさらしていることを調査団は知った。この事件にかかわる刑事司法行政の行き過ぎについて、広範な市民・社会団体から強い非難の声があがっている。

調査団は、147人の労働者が約1年にわたって投獄されたままという最悪の状況について、国際人権諸法ならびに国際労働基準の側面から明らかにすることを目的としたものであった。国際調査団の調査報告は、「司法の遅れは正義の否定」(ILO結社の自由委員会「諸決定と原則のダイジェスト」(Digest of Decisions and Principles)、パラ104)という広く認められた国際的・国内的原则をあらためてインド政府に思い起こさせるものである。

調査団メンバーは、マルチスズキの労働者とその家族に対する州政府および企業による虐待のこれら差し迫った問題を引き続き追及するつもりである。インド政府は、ハリヤナ州ならびに民間当事者としてのマルチスズキが国際的に認められた労働者の権利と人権を確実に尊重させなければならない。これらは、労働組合の権利を保護するILO87号および98号条約の結社の自由と団体交渉権、ならびに市民的、政治的権利に関する国際規約、世界人権宣言によって保護された言論、抗議、恣意的拘留と拷問からの自由という中核的な市民的権利についての保障を含むものである。

まとめに代えて

調査団の2人が日本に帰国した4週間後、静岡県浜松市内のホテルでスズキ株式会社の株

主総会が開かれ、昨年7月にマルチスズキのマネサール工場で起きた「暴動」について、当時マルチスズキの社長だった中西真三専務役員は、暴動は「組合幹部の扇動によって発生した労務問題の範囲を逸脱した刑事事件である」と強弁し、1200本の鉄パイプが用意されていたことなどを挙げて「計画性も見られる」と語ったと報道された。('毎日'6月28日付)

MSILの親会社であるスズキは、アフリカと欧州に大幅に輸出し、さらに南ア、インドネシアに組み立て工場の建設を予定している。私たちのインド滞在中に、インドのシン首相が訪日し、安倍総理と会談したが、日本側はインドのインフラ整備に貢献するとしてインド亜大陸の西部に位置するムンバイからアーメダバードに至る500kmの新幹線の鉄道建設への協力を約束した。この地域の周辺こそスズキが新工場建設を計画し準備している地域である。

インダストリアル・グローバルユニオン(IndustriALL)はそのウェブサイトで、マルチスズキ労働者への弾圧を繰り返し特集した。マルチスズキでの労働密度のプレッシャーと労働条件の劣化は、世界規模の自動車製造業における安い、使い捨て、非組合員の労働者の使用を体制化しながら、インドがこの部門での「底辺への競争」をリードするという現実的可能性を全世界の自動車労働者に示している、と警告した。インドにおけるマルチスズキのやり方を理解することは、企業の説明責任と持続可能な発展に責任を負うインド国内外の諸機関の人々にとって絶対に必要なことであろう。日本の労働組合は、グローバル企業スズキの「脅しの商売人」=「ブラック体質」を告発しなければならない。

(かとう ますお、全労連元国際部長)